

# 関西国際空港及び神戸空港関連淡路地域振興協議会 設置要綱

## (目的)

第1条 関西国際空港及び神戸空港と関連した淡路地域の地域振興に資する関西及び神戸の両空港と淡路島を結ぶアクセス及び島内交通の充実及び空港利用者等を淡路島に誘客する観光関連施策を推進するため、関西国際空港及び神戸空港関連淡路地域振興協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会では、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 協議会委員及びその他関係者の役割の整理
- (2) 役割にもとづき、各主体が取り組むべき内容の共有と関係者間での連携・協力に向けた協議
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

## (組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる役職にある委員をもって組織する。

## (座長)

第4条 協議会に、座長を置く。

- 2 座長は、兵庫県土木部長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。

## (会議)

第5条 協議会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長が必要と認めたときは、関係者又は学識経験者の意見を聞くことができる。

## (協議会の特例)

第6条 前条の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により、協議会の招集が困難と認められる場合には、書面又は映像と音声の送受信により、協議を行うことができる。

## (幹事会)

第7条 協議会に、第2条に掲げる協議事項を整理・検討するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる役職にある幹事をもって組織し、兵庫県土木部空港政策課長が必要に応じて招集する。

## (庶務)

第8条 協議会の庶務は、兵庫県土木部空港政策課及び神戸市港湾局空港調整課が行う。

## (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、その都度協議のうえ、これを定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年5月23日から施行する。

**別表 1 (協議会)**

**委員**

洲本市	副市長
南あわじ市	副市長
淡路市	副市長
兵庫県	土木部長
	淡路県民局 県民躍動室長
神戸市	港湾局局長(空港担当)
関西エアポート株式会社	涉外本部 地域連携部長
関西エアポート神戸株式会社	神戸空港本部 神戸統括部長
(一社)淡路島観光協会	チーフマーケティングオフィサー

オブザーバー

淡路島市長会	事務局長
兵庫県	土木部交通政策課長
	淡路県民局 洲本土木事務所長
(公社)ひょうご観光本部	事業推進部長

**別表 2 (幹事会)**

**幹事**

洲本市	企画情報部長
南あわじ市	総務企画部長
淡路市	企画情報部 部付部長
淡路島市長会	事務局長
兵庫県	土木部空港政策課長
	淡路県民局 県民躍動室 涼潮・観光参事
神戸市	港湾局 空港調整課長
関西エアポート株式会社	涉外本部 地域連携部 広域連携グループリーダー
関西エアポート神戸株式会社	神戸空港本部 神戸統括部 地域交流グループ 参事
(一社)淡路島観光協会	観光戦略室長

オブザーバー

兵庫県	土木部 交通政策課 副課長兼地域交通班長
	淡路県民局 洲本土木事務所 所長補佐 (企画調整担当)
(公社)ひょうご観光本部	事業推進部 プロモーション企画課長